

診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請書の記載事項

	診療所が病床を設けよう（病床数、病床種別の変更をしよう）とする場合		
根拠法令	医療法第7条第3項、同法施行規則第1条の14第5項、または第6項		
提出期限	事 前	様 式	18
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	1. 建物平面図		
提出部数	3 部		
手数料	な し		
備 考	非医師開設の場合は、別途、診療所開設許可、診療所構造設備使用許可、診療所開設許可事項中一部変更許可を受ける必要がある。 ※診療所開設許可事項中一部変更許可は既開設の診療所において病床を設ける場合に必要である。		

様式の記入要領及び留意事項	
「開設者」欄	1. 法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、開設者が医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2. 「印」は、法人の場合は法人印。個人の場合は認印でも可。
1. 設置等事由	該当する事項欄の□にレを記載する。
2. 開設者の住所・氏名	1. 住所は、法人の場合、定款上の主たる事務所の所在地を、医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 2. 氏名は、法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、医師個人の場合、開設者医師個人の氏名を記載する。
3. 診療所の名称	開設許可又は変更届されている名称を記載する。
4. 開設の場所	1. 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2. ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。
5. 開設等許可年月日 ・ 許可番号	(開設等許可を要する場合) 開設許可又は変更許可年月日を記載する。 開設許可書又は変更許可書の許可番号を記載する。ただし、本申請を診療所開設等許可と同時に申請する場合は、記載不要である。 (開設等許可を要しない場合) 記載不要である。

診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請書の記載事項

様式の記入要領及び留意事項	
<p>6. 建物の構造設備の概要</p> <p>①廊下幅</p>	<p>1. 療養病床以外のすべての病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1.2m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、1.6m以上であること。</p> <p>療養病床の場合は、片廊下は内法による測定で、1.8m以上であること。ただし、両側に居室がある廊下幅は、内法による測定で、2.7m以上であること。</p> <p>※ 9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く）には本規定は適用しない。</p> <p>2. 片廊下及び両側居室のある廊下について、最大、最小部分に分けて記載する。</p>
<p>②階 段</p>	<p>1. 名称は、階段の名称をそれぞれ記載する。</p> <p>2. 設けられている階段の数、構造等について記載する。避難階段については専用か兼用かを記載する。</p> <p>(留意事項)</p> <p><u>階段の必要数および構造基準</u></p> <p>1. 2階以上の階に病室がある場合</p> <p>(1) 患者の使用する屋内直通階段を2ヶ所以上設置すること。</p> <p>ただし、次の場合には1ヶ所とすることができる。</p> <p>ア エレベーターが設置されている場合</p> <p>イ 2階以上の各階における病室の有効床面積の合計が、50㎡以下（主要構造部が、耐火構造であるか、又は建築基準法第2条第9号に定める不燃材料で造られている建築物にあっては、100㎡以下）の場合。</p> <p>(2) 屋内直通階段の構造は、次の通りとすること。</p> <p>屋内直通階段の構造は、階段及び踊場の幅は内法1.2m以上、けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上となっており、適当な手すりが設けられていること。</p> <p>※ (2) について、9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く）には適用しない。</p> <p>2. 3階以上の階に病室がある場合</p> <p>(1) 避難に支障がないように2以上の避難階段が設けられていること。</p> <p>ただし、上記の屋内直通階段が、建築基準法施行令第123条第1項の規定を満たしている場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p> <p>ア 建物が耐火構造であって病室の有効床面積の合計が100㎡超の場合は、避難階段2つと、屋内直通階段2つ（エレベーターが設置されている場合は1つ）が必要である。</p> <p>イ 病室の有効床面積の合計が、100㎡以下の場合は、避難階段2つと、屋内直通階段1つが必要である。</p>

診療所病床（設置・病床数変更・種別変更）許可申請書の記載事項

様式の記入要領及び留意事項	
7. 病室・病床数	<p>1. 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 (病室名)</p> <p>2. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数)</p> <p>3. 1病室あたりの病床数を記載する。 (床面積)</p> <p>4. 建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 (有効内法床面積)</p> <p>5. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。)</p> <p>6. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1人あたりの有効床面積)</p> <p>7. 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。 (採光面積)</p> <p>8. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 (外気開放面積)</p> <p>9. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>
8. 医師、看護師、その他の従業者の定員等	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>1. 療養病床に係る1日平均入院患者数については、開設者の推定数（病床数の80%以上。ただし、実入院患者数が既使用許可病床数の80%以上の場合は、その数とする。）を記載する</p> <p>2. 定員とは、当該診療所における各従業員について、開設者が定めた必要数のこと。</p> <p>3. 法に定める標準員数がある職種については、定員は、標準員数以上であること。</p> <p>4. 看護師、准看護師、看護補助者に係る経過措置は平成24年3月31日までとする。</p>
9. 法定施設の構造設備の概要	<p>療養病床を有する場合のみ、記載する。</p> <p>1. 床面積は、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 (留意事項)</p> <p>1 談話室は、療養病床の入院患者同士やその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。</p> <p>2 食堂は、入院患者1人につき1㎡以上とすること。</p> <p>3 浴室は身体が不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。</p>